



# 金 沢 市 公 報

第 2 8 6 7 号

平成28年(2016年)5月23日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 告 示		○児童福祉法の規定による医療機関の指定につ いて (地域保健課) 7
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課) 1		○土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の 解除について (環境指導課) 7
○自転車等を撤去し、保管したことについて ( " ) 2		● 公 告
○地縁による団体の告示された事項の変更につ いて (市民協働推進課) 3		○住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況につ いて (市 民 課) 8
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のた めの医療を担当させる機関の指定について (生活支援課) 4		○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更につ いて (環境指導課) 8
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の 名称の変更について ( " ) 4		○金沢市における市民参画によるまちづくりの 推進に関する条例の規定によるまちづくりに 関する協定の変更について (都市計画課) 8
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の 事業の廃止について ( " ) 4		○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課) 12
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のた めの施術を担当させる者の指定について ( " ) 5		● 選挙管理委員会告示
○生活保護法等の規定に基づき指定を受けた施 術者の施術所の所在地の変更について ( " ) 5		○平成28年6月2日に選挙人名簿に登録する者 の氏名等を記載した書面の縦覧の場所につ いて (選挙管理委員会) 13
○生活保護法等の規定に基づき指定を受けた施 術者の施術所の廃止について ( " ) 5		○平成28年6月3日現在の在外選挙人名簿に登 録した者の氏名等を記載した書面の縦覧の場 所について ( " ) 13
○子ども・子育て支援法の規定による特定教育・ 保育施設の確認について (子ども政策推進課) 6		● 選挙管理委員会公告
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律の規定による事業者の指定 について (障害福祉課) 6		○選挙人名簿の抄本等の閲覧状況について (選挙管理委員会) 13
○児童福祉法の規定による事業者の指定につ いて ( " ) 7		● 農業委員会告示
		○平成28年第5回金沢市農業委員会総会の招集 について (農業委員会事務局) 14
		● 公営企業告示
		○公共下水道の供用及び終末処理場による下水 の処理の開始について (建 設 課) 14

## 告 示

### ●金沢市告示第181号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

平成28年5月23日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称  
金沢市営金沢駅第1自転車駐車場

- 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅原付バイク駐車場
- 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
- 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営馬替駅前自転車駐車場
- 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
- 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
- 金沢市営割出駅前自転車駐車場
- 金沢市営四十万バス停前自転車駐車場
- 金沢市営木越団地自転車駐車場
- 金沢市営鳴和バス停前自転車駐車場
- 金沢市営若松バス停前自転車駐車場
- 金沢市営柿木島自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第2自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
- 金沢市営豎町自転車駐車場

2 移動し、保管した自転車等の台数

- 自転車 155台
- 原動機付自転車 1台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成28年4月1日から同月30日まで

4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所

金沢市此花町3番2号  
公益財団法人金沢まちづくり財団

5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成28年5月23日から同年8月22日まで

午前10時から午後7時まで

場所 金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第182号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

平成28年5月23日

金沢市長 山 野 之 義

1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	3台

東金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1 台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	3 台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1 台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	2 台
片町1丁目地内	自 転 車	4 台
畝田中1丁目地内	自 転 車	1 台
諸江町地内	自 転 車	1 台
大額3丁目地内	自 転 車	2 台
福増町北地内	自 転 車	1 台
菊川1丁目地内	自 転 車	1 台
安江町地内	自 転 車	1 台
窪6丁目地内	自 転 車	1 台
平和町2丁目地内	自 転 車	1 台
木ノ新保町地内	自 転 車	1 台
長土堀2丁目地内	自 転 車	1 台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日  
平成28年4月1日から同月30日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所
- (1) 期間  
平成28年5月23日から同年11月22日まで
- (2) 場所  
金沢市問屋町2丁目95番地  
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第183号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成28年5月23日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
疋田町会	代表者の氏名及び住所	田中 和弘 金沢市疋田1丁目165番地	寺井 正美 金沢市疋田2丁目114番地2	平成28年4月1日
土清水第二町会	代表者の氏名及び住所	上田 弘 金沢市土清水3丁目15番地	藤平 幸彦 金沢市土清水3丁目272番地	平成28年4月10日
若谷町会	代表者の氏名及び住所	坂 敏彦 金沢市若松町3丁目197番地	中森 周作 金沢市若松町3丁目16番地	平成28年4月9日
八日市出町東町会	主たる事務所の所在地	金沢市八日市出町160番地1	金沢市八日市出町930番地	平成28年4月1日
	代表者の氏名及び住所	村松 敏朗 金沢市八日市出町160番地1	加藤 俊一 金沢市八日市出町930番地	
金石下相生町町会	代表者の氏名及び住所	瀬戸 章 金沢市金石北2丁目6番17号	音 伸一 金沢市金石北3丁目2番1号	平成28年4月1日
八日市第三中町会	代表者の氏名及び住所	山本 昇 金沢市八日市4丁目296番地	古源 彰 金沢市八日市4丁目175番地17	平成28年4月10日
山王町第一町会	代表者の氏名及び住所	河村 和義 金沢市山王町1丁目285番地	北本 正明 金沢市山王町1丁目300番地	平成28年4月3日

八日市南二町会	代表者の氏名及び住所	山田 充 金沢市八日市2丁目111番地1	高本 富夫 金沢市八日市2丁目781番地	平成28年4月3日
直江北1丁目町会	代表者の氏名及び住所	菴 忠昭 金沢市直江北1丁目126番地	津田 恭悟 金沢市直江北1丁目149番地	平成28年4月3日
四十万同心会	代表者の氏名及び住所	宮下 美嗣 金沢市四十万4丁目109番地1	倉谷 信義 金沢市四十万4丁目185番地1	平成28年4月1日
金石横町町会	代表者の氏名及び住所	鐺木 紀彦 金沢市金石西2丁目16番6号	観田 康宏 金沢市金石西2丁目11番14号	平成28年4月2日

#### ●金沢市告示第184号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年5月23日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護 金沢健康企画	金沢市西念4丁目19番43号	平成28年3月1日
あわがさき訪問看護ステーション	金沢市粟崎町へ9番地	平成28年3月1日
やながわ在宅クリニック	金沢市藤江北4丁目273番地	平成28年4月1日

#### ●金沢市告示第185号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年5月23日

金沢市長 山 野 之 義

名 称		所 在 地	変更年月日
変 更 前	変 更 後		
リハビリ型訪問看護ステーション「リハス」	訪問看護・リハビリステーション「リハス」	金沢市西泉5丁目33番地	平成27年4月1日
訪問看護ステーションすみれ	24時間対応型訪問看護ステーションすみれ	金沢市平和町3丁目5番2号	平成28年4月1日

#### ●金沢市告示第186号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年5月23日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
城北うらた在宅クリニック	金沢市浅野本町ニ124番地1	平成28年3月31日
四十万うらた在宅クリニック	金沢市四十万3丁目102番地 白寿園四十万1階	平成28年3月31日
アイビー歯科クリニック	金沢市久安3丁目353番地	平成28年3月31日
飯尾歯科医院	金沢市兼六元町1番1号	平成28年3月31日
田中屋薬局	金沢市堀川町10番5号	平成28年3月31日
訪問看護ステーションつくし	金沢市京町20番50号	平成28年3月31日
訪問看護ステーションにじ	金沢市天神町1丁目18番37号	平成28年3月31日

## ●金沢市告示第187号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年5月23日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		指定年月日
	名 称	所 在 地	
浅居 長太郎	ちょうたろう接骨院	金沢市朝霧台1丁目66番地	平成28年4月5日

## ●金沢市告示第188号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定を受けた施術者から施術所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年5月23日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	名 称	施 術 所		変更年月日
		所 在 地		
		変 更 前	変 更 後	
野澤 靖裕	のざわ接骨院	金沢市寺中町25街区5番地	金沢市木曳野1丁目186番地	平成28年3月1日

## ●金沢市告示第189号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定を受けた施術者から施術所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年5月23日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		廃止年月日
	名 称	所 在 地	
安井 章貴	ヤスイ鍼灸接骨院	金沢市横山町5番30号	平成28年3月31日

## ●金沢市告示第190号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定により、特定教育・保育施設として次のとおり確認したので、同法第41条の規定により告示します。

平成28年5月23日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	施設の所在地	設置者の名称	施設の種類	確認年月日
泉こども園	金沢市泉1丁目3番63号	石川県	幼保連携型認定こども園	平成28年4月1日
金沢泉丘こども園	金沢市富樫2丁目5番35号	社会福祉法人愛里巢福祉会	幼保連携型認定こども園	平成28年4月1日
かみやちこども園	金沢市神谷内町へ29番地	社会福祉法人千坂福祉協会	幼保連携型認定こども園	平成28年4月1日
かもめこども園	金沢市栗崎町夕1番地1	社会福祉法人五郎島福祉会	幼保連携型認定こども園	平成28年4月1日
見真こども園	金沢市弥勒町力112番地	社会福祉法人見真福祉会	幼保連携型認定こども園	平成28年4月1日
大徳学園	金沢市畝田中1丁目97番地	社会福祉法人大徳福祉会	幼保連携型認定こども園	平成28年4月1日
田上こども園	金沢市田上本町4丁目151番地	社会福祉法人慈光福祉会	幼保連携型認定こども園	平成28年4月1日
千坂こども園	金沢市足田町ハ302番地	社会福祉法人千坂福祉協会	幼保連携型認定こども園	平成28年4月1日
額小鳩こども園	金沢市三十苅町乙156番地	社会福祉法人額小鳩保育園	幼保連携型認定こども園	平成28年4月1日
額小鳩第二こども園	金沢市三十苅町乙154番地	社会福祉法人額小鳩保育園	幼保連携型認定こども園	平成28年4月1日
ひがしやまこども園	金沢市東山3丁目29番22号	社会福祉法人馬場福祉会	幼保連携型認定こども園	平成28年4月1日
光こども園	金沢市神宮寺1丁目11番15号	社会福祉法人光輝会	幼保連携型認定こども園	平成28年4月1日
広岡こども園	金沢市広岡2丁目8番26号	社会福祉法人石川県社会福祉事業団	幼保連携型認定こども園	平成28年4月1日
山王こども園	金沢市山王町2丁目85番地	社会福祉法人千坂福祉協会	保育所型認定こども園	平成28年4月1日
みなとこども園	金沢市寺中町10番地	社会福祉法人みなと保育園	保育所型認定こども園	平成28年4月1日
キッズみなと園	金沢市木曳野2丁目126番地	社会福祉法人みなと保育園	保育所型認定こども園	平成28年4月1日
川上幼稚園	金沢市幸町17番34号	学校法人川上幼稚園	幼稚園型認定こども園	平成28年4月1日
長町幼稚園	金沢市片町2丁目10番23号	学校法人長町幼稚園	幼稚園型認定こども園	平成28年4月1日
馬場幼稚園	金沢市小橋町4番12号	学校法人馬場幼稚園	幼稚園型認定こども園	平成28年4月1日

## ●金沢市告示第191号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定によ

り指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により告示します。

平成28年5月23日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	指 定年月日
1710100114	ケアサポート 金沢訪問介護 事業所	金沢市長町2 丁目7番22号	株式会社ケア サポート金沢	金沢市長町2丁 目7番22号	同行援護	特定無し	平成28年 5月1日

#### ●金沢市告示第192号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示します。

平成28年5月23日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	主たる対象者	指 定年月日
1750102541	こどもサポート 教室「きらり」金沢横川 校	金沢市横川6 丁目114番地	株式会社クラ・ ゼミ	浜松市中区田 町230番地の 15	児童発達支援 放課後等デイ サービス	重症心身 障害児以 外	平成28年 5月1日
1750102558	児童デイサー ビスわくわく ほたるの家	金沢市入江3 丁目22番地	特定非営利活動 法人サポートス テーションWa k u W a k u	金沢市長土堀 2丁目2番20 号	児童発達支援 放課後等デイ サービス	特定無し	平成28年 5月1日

#### ●金沢市告示第193号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関として次のとおり指定したので、同法第19条の19の規定により告示します。

平成28年5月23日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
こもれび薬局	金沢市古府1丁目132番地 グリーンヒルズII 1階	平成28年5月1日

#### ●金沢市告示第194号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により同項に規定する要措置区域の全部について同条第1項の指定を次のとおり解除するので、同条第5項において準用する同条第2項の規定により告示します。

平成28年5月23日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 指定を解除する要措置区域  
金沢市宝町1番1の一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物
- 3 講じた措置  
土壌汚染の除去

公 告

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第3項及び第11条の2第12項の規定により、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間における住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況を次の日時及び場所において公表します。

平成28年5月23日

金沢市長 山 野 之 義

日時 平成28年5月24日から同年6月6日までの間

(ただし、日曜日及び土曜日を除く。)

午前9時から午後5時45分まで

場所 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市市民局市民課

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年条例第36号)第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成28年5月23日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
52	株式会社日立ビルシステム	東京都千代田区神田淡路町2丁目101番地	平成28年4月21日

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例(平成12年条例第11号)第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定(以下「協定」という。)を変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成28年5月23日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 協定を締結した相手方  
主計町地区の住民等
- 2 協定を変更した年月日  
平成28年5月20日
- 3 協定番号  
17
- 4 協定の名称  
主計町地区まちづくり協定
- 5 協定地区の区域  
別図(まちづくり協定区域図)のとおり
- 6 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

変更した事項	変 更 前	変 更 後
まちづくりの方針	茶屋町としての文化的連続性と茶屋建築が集積する伝統的建造物群保存地区としての文化的価値の維持と保全を図る。	茶屋街としての文化的連続性と茶屋建築が集積する伝統的建造物群保存地区としての文化的価値の維持と保全を図る。
住み良いまちづくり 用途の制限	次に掲げる建築物等の建築(建築物の用途を変更する場合を含む。)をしてはならない。  (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等	次に掲げる建築物等の建築(建築物の用途を変更する場合を含む。)をしてはならない。 ただし、(7)については、平成28年5月20日に建築物が存する敷地について、同敷地での同用途の建築についてはこの限りでない。  (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等

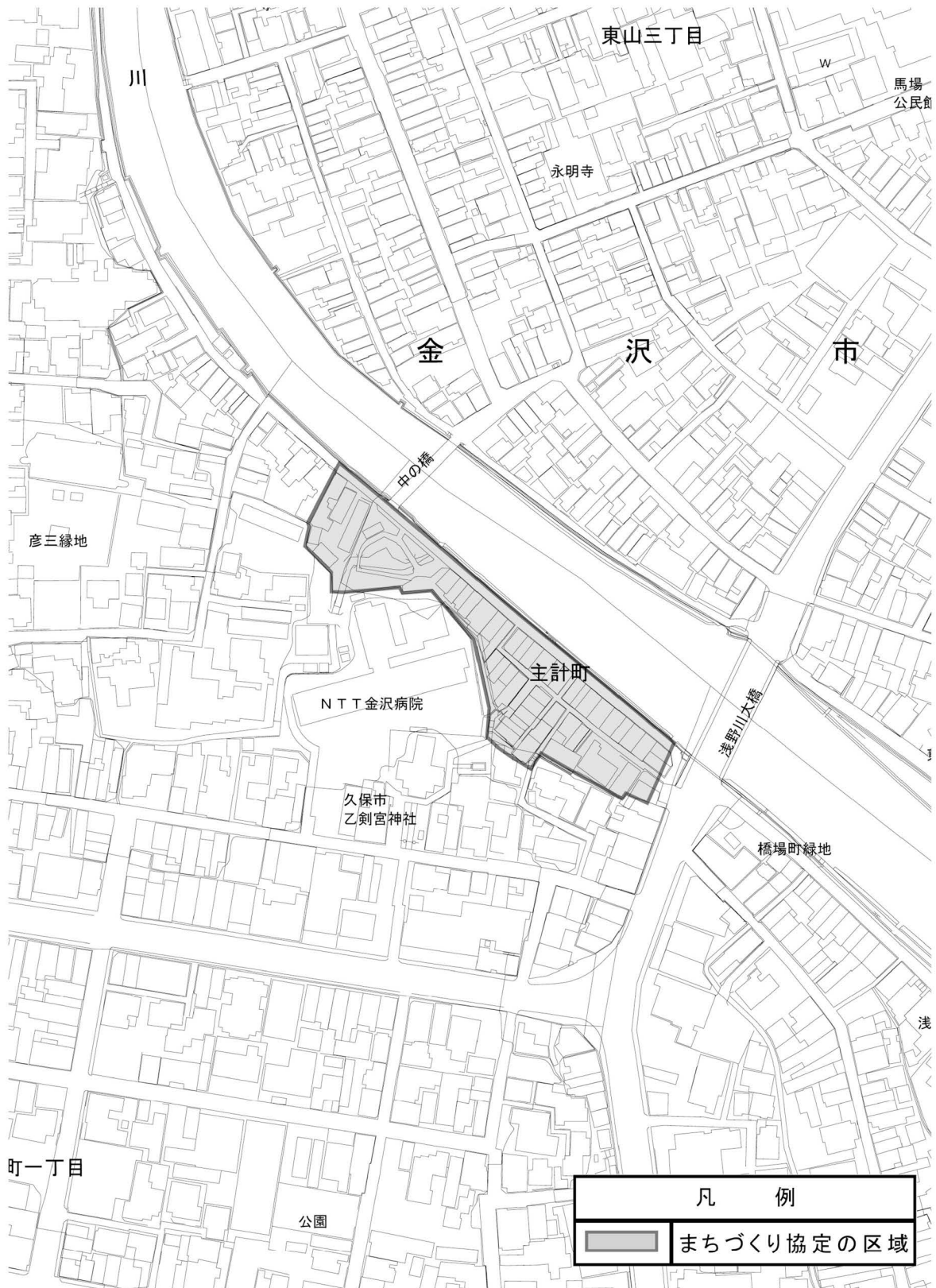


<p>を推進するために必要な事項</p>	<p>に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項第1号及び第3号から第8号までに定めるものの営業の用に供するもの</p> <p>(2) 風営法第2条第7項、第8項及び第10項に定めるものの営業の用に供するもの</p> <p>(3) ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類する運動施設並びに自動車教習所及び畜舎</p> <p>(4) 勝馬投票券発売所、場外車券売り場その他これらに類するもの及びカラオケボックスでコンテナ形式のもの</p> <p>(5) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(6) 工場で床面積の合計が50㎡を超えるもの</p>	<p>に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項第1号及び第3号から第8号までに定めるものの営業の用に供するもの</p> <p>(2) 風営法第2条第7項、第8項及び第10項に定めるものの営業の用に供するもの</p> <p>(3) ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類する運動施設並びに自動車教習所及び畜舎</p> <p>(4) 勝馬投票券発売所、場外車券売り場その他これらに類するもの及びカラオケボックスでコンテナ形式のもの</p> <p>(5) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(6) 工場で床面積の合計が50㎡を超えるもの</p> <p>(7) 建築物の居住部分を除く主な用途が物品販売業を営む店舗であるもの</p>
<p>建築物等の形態又は意匠の制限</p>	<p>(建築物等)</p> <p>主計町伝統的建造物群保存地区保存計画による</p> <p>(屋外広告物等)</p> <p>屋外広告物等は、自家広告であり、かつ地域の景観に配慮した素材やデザインを工夫した地域の伝統的景観に資するもので、次に該当するものとする。ただし、主計町町会（以下「町会」という。）が認めるもの（第1号及び第3号に係るものを除く。）については、この限りでない。また、茶屋街の風情を感じさせるあんどん型の広告物を設置するように努める。</p> <p>(1) 屋根面及び屋上に設置しないもの</p> <p>(2) 点滅灯、回転灯及びネオン管を使用しないもの</p> <p>(3) 電光表示装置でないもの</p> <p>(4) 屋内から外部に向けての広告物でないもの</p> <p>(5) 壁面に表示する場合は、広告物の上端は5m以下とし、合計表示面積は4㎡以下とする。</p> <p>(6) 外壁から張り出して設置する場合は、1建築物につき1箇所までとする。また、外壁面からの張り出しは1m以内とし、表示面積は1㎡以下とする。</p> <p>(7) 独立広告物等を設置する場合は、高さは地盤面から1m以下とし、1面当たりの表示面積は0.5㎡以内で、かつ、合計表示面積は1㎡以下とする。</p>	<p>(建築物等)</p> <p>主計町伝統的建造物群保存地区保存計画による。</p> <p>(屋外広告物等)</p> <p>屋外広告物等は、自家広告であり、かつ地域の景観に配慮した素材やデザインを工夫した地域の伝統的景観に資するもので、次に該当するものとする。ただし、主計町まちづくり協議会（以下「協議会」という。）が認めるもの（第1号及び第3号に係るものを除く。）については、この限りでない。また、茶屋街の風情を感じさせるあんどん型の広告物を設置するように努める。</p> <p>(1) 屋根面及び屋上に設置しないもの</p> <p>(2) 点滅灯、回転灯及びネオン管を使用しないもの</p> <p>(3) 電光表示装置でないもの</p> <p>(4) 屋内から外部に向けての広告物でないもの</p> <p>(5) 壁面に表示する場合は、広告物の上端は5m以下とし、合計表示面積は4㎡以下とする。</p> <p>(6) 外壁から張り出して設置する場合は、1建築物につき1箇所までとする。また、外壁面からの張り出しは1m以内とし、表示面積は1㎡以下とする。</p> <p>(7) 独立広告物等を設置する場合は、高さは地盤面から1m以下とし、1面当たりの表示面積は0.5㎡以内で、かつ、合計表示面積は1㎡以下とする。</p>

	<p>(8) 広告物全体の合計表示面積は、4㎡以下とする。</p>	<p>(8) 広告物全体の合計表示面積は、4㎡以下とする。 (9) のぼり及び旗状でないもの</p>
<p>土地利用の制限</p>	<p>(1) 屋外に自動販売機及び商品陳列ワゴン等は、設置しない。 (2) 新たに（従前の用途を変更する場合を含む。）土地又は建築物等を利用し、又は活用しようとする者は、事前に町会と協議しなければならない。</p>	<p>(1) 屋外に自動販売機及び商品陳列ワゴン等は、設置しない。 (2) 新たに（従前の用途を変更する場合を含む。）土地又は建築物等を利用し、又は活用しようとする者は、事前に協議会と協議しなければならない。</p>
<p>その他</p>	<p>(1) 物品販売店舗（日用品の販売を目的とする店舗等を除く。）では、主に伝統的工芸品等専ら金沢にゆかりのある物品を販売するものとする。 (2) 住民等（土地又は建築物等を利用し、又は活用する者を含む。）は、地域において実施される地域活動、地区保存活動等に積極的に参加及び協力をするとともに、良好な近隣関係の醸成に努めなければならない。 (3) 浅野川の清流保全に努めるものとし、水面に映る風情ある夜間景観にも配慮するものとする。 (4) 復活した町名の由来や意義を活かしたまちづくりを推進し、後世に継承するように努めるものとする。 (5) 自動車が歩行者への脅威とならないよう、走行速度の低減、違法駐車抑制等と呼び掛けるとともに、安全で快適に歩けるまちづくりの推進に住民等が自ら努めるものとする。</p>	<p>(1) 土地又は建築物等を所有、活用及び利用する者は、茶屋街としての文化、品格及び風情を損なわないよう努めるものとする。 (2) 土地又は建築物等を売却又は貸与しようとする者は、事前に協議会に連絡しなければならない。 (3) 物品販売店舗（日用品の販売を目的とする店舗等を除く。）では、主に伝統的工芸品等専ら金沢にゆかりのある物品を販売するものとする。 (4) 住民等（土地又は建築物等を利用し、又は活用する者を含む。）は、地域において実施される地域活動、地区保存活動等に積極的に参加及び協力をするとともに、良好な近隣関係の醸成に努めなければならない。 (5) 浅野川の清流保全に努めるものとし、水面に映る風情ある夜間景観にも配慮するものとする。 (6) 復活した町名の由来や意義を活かしたまちづくりを推進し、後世に継承するように努めるものとする。 (7) 自動車が歩行者への脅威とならないよう、走行速度の低減、違法駐車抑制等と呼び掛けるとともに、安全で快適に歩けるまちづくりの推進に住民等が自ら努めるものとする。 (8) 新たな駐車場（自家用を除く。）の設置を行わないよう住民等が自ら努めるものとする。 (9) やむを得ず駐車場を運営する場合は、表示及び広告物等は茶屋街としての景観を損なわないよう努めるとともに、乗り入れ部分以外の箇所に垣又は柵を設けるよう努めるものとする。 (10) 空き地及び空き家等の所有者及び管理者は、管理を徹底するなど、火災の防止、</p>

		<p>防犯等の地域安全及び環境保全の対策を講じなければならない。</p> <p>(11) 悪臭及び騒音等による生活環境の悪化防止に努めるものとする。また、苦情があったときは、誠意をもって対応しなければならない</p> <p>(12) 路上での飲食、煙草やゴミのぼい捨て及び自転車等の駐車がないよう努めるものとする。</p> <p>(13) 呼び込み活動やキャッチセールスを禁止する。</p> <p>(14) 建築物の格子を覆い隠す行為（協議会が認めるものを除く。）をしてはならない。</p>
--	--	---

主計町地区まちづくり協定区域図



次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成28年5月23日

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市柳橋町ア27番1から27番15まで	金沢市藤江北1丁目380番地 株式会社マスターズ 代表取締役 地渡 政彦	道路 金沢市柳橋町ア27番13及び27番14 調整池 金沢市柳橋町ア27番15
金沢市柳橋町ア23番1から23番7まで	金沢市藤江北1丁目380番地 株式会社マスターズ 代表取締役 地渡 政彦	道路 金沢市柳橋町ア23番7

## 選挙管理委員会告示

### ●金沢市選挙管理委員会告示第21号

平成28年6月2日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

平成28年5月23日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成28年6月3日から同月7日までの間、

毎日午前8時30分から午後5時まで

### ●金沢市選挙管理委員会告示第22号

平成28年6月3日現在の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合及び平成6年5月1日前に住民基本台帳に登録されたことがある者であって、同日以後いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがないものである場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

平成28年5月23日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成28年6月3日から同月7日までの間、

毎日午前8時30分から午後5時まで

## 選挙管理委員会公告

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項（同法第30条の12において準用する場合を含む。）の規定により、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間における選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧の状況を次の日時及び場所において公表します。

平成28年5月23日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

日 時 平成28年5月24日から同年6月6日までの間

（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）

午前9時から午後5時45分まで

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市選挙管理委員会

---

**農 業 委 員 会 告 示**

---

## ●金沢市農業委員会告示第5号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項の規定により平成28年第5回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

平成28年5月23日

金沢市農業委員会  
会長 朝 倉 忍

- 1 日時  
平成28年5月26日午後3時
- 2 場所  
金沢市議会全員協議会室
- 3 議案
  - (1) 金沢市農業委員会組織検討特別委員会設置要領の制定について
  - (2) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
  - (3) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
  - (4) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
  - (5) 非農地証明願について
  - (6) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について
  - (7) 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について
  - (8) 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

---

**公 営 企 業 告 示**

---

## ●金沢市公営企業告示第14号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

平成28年5月23日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
平成28年6月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
  - (1) 浅野本町、打尾町及び乙丸町の各一部
  - (2) 梅田町及び南森本町の各一部
  - (3) 古府3丁目及び古府西1丁目の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
  - (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 金沢市浅野本町ホ131番地  
名称 城北水質管理センター
  - (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 金沢市湊3丁目5番地8  
名称 臨海水質管理センター

- (3) 2の(3)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 金沢市下安原町東1301番地  
名称 犀川左岸浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

平成28年(2016年)5月23日	印刷	発行人	金 沢 市
平成28年(2016年)5月23日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄